

議 長 日程第4「議案第12号平成29年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 それでは本日の定例会もよろしくお願い申し上げます。

議案第12号平成29年度松田町国民健康保険事業特別会計予算。平成29年度松田町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億6,563万5,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月1日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願い申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 それでは、219ページをお開き願いたいと思います。国民健康保険税事業特別会計につきましては15億6,563万5,000円で、前年度対比で3,308万7,000円、2.2%の増となっております。保険税については減っているものの、各交付金がふえている一方で、歳出では保険給付費が増となっている状況でございます。それでは具体的に歳入から、222、223ページ、歳入について説明させていただきます。

款の1、国民健康保険税2億7,411万3,000円で、前年度対比1,490万5,000円、5.2%の減となっております。これは被保険者の減少によるものでございます。国保税につきましては医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合算額となっております。現年課税分の積算方法につきましては、27年分の所得をもとに算出した調定額に対して、決算の収納率を掛けたものとなっております。

款の 2、使用料及び手数料32万円。督促状の発送に伴う手数料でございます。

次に款の 3、国庫支出金 2 億6,517万6,000円、8.3%の増となっております。目の 1、療養給付費等負担金 2 億1,644万9,000円は、歳出の一般被保険者に係る医療費の支出、また介護納付金負担金、後期高齢者医療費支援金拠出金負担金にそれぞれについて37%国が負担することとなっているものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。目の 2、高額医療費共同事業負担金961万9,000円。高額医療費に対する共同事業で国保連合会にて算出した標準高額医療費共同事業拠出金の 4 分の 1 を国、4 分の 1 を県が負担することとなっているものでございます。目の 3、特定健康診査等負担金117万7,000円。特定健診及び特定保健指導に係る費用について 3 分の 1 を国、3 分の 1 を県が負担するものとなっております。

項の 2、国庫補助金、目の 1、節の 1、財政調整交付金。説明欄で、普通調整交付金3,800万円。各市町村の産業構造とか所得水準、家族構成との差異により、被保険者の保険税の負担能力に格差があるため、定率の国庫負担金のみで解消されない部分を、財政力の不均衡を調整することを目的として交付されているもので、過年度の実績を勘案して800万円増で計上させていただいております。

款の 4、項の 1、目の 1、療養給付費交付金4,503万4,000円。前年度よりも4,059万6,000円の減となっております。これは退職医療制度により、退職被保険者の医療費に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、その退職医療制度そのものが平成27年度でなくなりましたので、対象者が年々減っていることから、その分が減額になってございます。

次に款の 5、項の 1、目の 1、前期高齢者交付金 4 億6,141万3,000円。前年度よりも13.6%の増となっております。これは65歳から74歳までの前期高齢者を多く抱える保険者間での財政調整を行う交付金で、社会保険支払基金が算出した見込み額を計上してございます。

次に款の 6、県支出金、項の 1、県負担金、7,165万6,000円。目の 1 の高額医療費共同事業負担金と目の 2、特定健康診査等負担金また、目の 3、財政調整交付金につきましては、過年度実績に基づき計上させていただいております。

医療費が上がっている分、ふえてございます。

次に款の7、共同事業交付金3億3,276万7,000円。前年度よりも1,568万1,000円の増でございます。節の1、高額医療費共同事業交付金。これは県の国民健康保険団体連合会を事業実施主体として行っているもので、高額な医療費の発生により、その市町村の財政の急激な影響の緩和を図るため、市町村から拠出金を財源で行う共同事業で、高額な医療費に対するものでございます。

節の2、保険財政共同安定化事業交付金。市町村の国民健康保険財政のさらなる安定化を図るための共同事業で、各市町村の拠出金で賄われております。レセプトの支援から80万円の療養費についての共同事業で、歳入歳出同額を計上させていただいております。

それでは、次のページをおめくりください。226ページになります。款の9、繰入金、一般会計繰入金1億959万6,000円となっております。節の1、保険基盤安定繰入金から節の4、財政安定化支援事業繰入金までは法定の繰入金となっております。

それでは、節の1の保険基盤安定繰入金。低所得者の保険税を公費で補填する制度で、保険者支援分として国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1、そして保険税の軽減分として県が4分の3、町が4分の1を一旦一般会計で受け入れたものを繰り入れてございます。

節の2、職員給与費等繰入金ですが、職員3名分の給与費と事務費分を繰り入れてございます。

節の3、出産育児一時金繰入金ですけれども、歳出の出産育児一時金の3分の2は繰り入れされることになってございます。

節の4、財政安定化支援事業繰入金ですけれども、国保財政の安定化を図るために交付されているものでございます。

節の5、その他一般会計繰入金ですが、医療費の不足分を補うために繰り入れをさせていただいたもので、昨年と同額の2,000万円を計上してございます。

款の10、繰越金につきましては、前年度からの繰り越し見込み額として500万円を計上しております。先日の補正予算で説明させていただきましたけれども、共同事業交付金が増となる額が繰越金として翌年度に繰り越される予定ですので、

この繰越金にあっては決算の結果により補正対応させていただくことになると思います。

款の11、諸収入55万8,000円。主には延滞金の徴収のほか、項の3、指定公費負担医療立替交付金と、次のページになりますけれども、第三者納付金について、第三者行為による加害者からの損害賠償金の納付金などを計上してございます。

次に230ページ、歳入のほうが終わりましたして今度は歳出のほうの説明をさせていただきたいと思います。

款の1、総務費2,802万7,000円。前年度対比では400万4,000円の減でございます。これはシステム改修負担金がなくなった分が減となっております。職員3名分の人件費、そのほか物件費と国保連合会への負担金、保険税の賦課徴収に係る経費の徴税费、または運営協議会等の予算を計上してございます。説明欄の一般管理費、賃金ですけれども、レセプト点検等の臨時雇用賃金でございます。

節の11、需用費につきましては、被保険者証や高齢受給者証発行に伴う印刷製本費が主なものでございます。

次の目の2、団体負担金、節の負担金補助及び交付金につきましては、国保連合会への負担金になります。

次に下段の項の2、徴税费、賦課徴収費ですが、全体の予算額496万円になってございます。

次の232ページ、節の13、委託料、共同化アウトソーシング委託につきましては、納付書や保険証の裁断や封入などの委託で、町村共同システム組合の共同委託により実施しているものでございます。そのほか、収納対策員1名分の報酬を計上してございます。

次に款の2、保険給付費ですけれども、一般と退職者の被保険者療養給付費、次のページ、項の2の高額療養費などを合わせまして9億6,094万1,000円で2.6%の増とさせていただいております。医療費につきましては、高齢化により急激に増加していることに加え、人口構造が高齢者側にシフトしていることにより年々増加してございます。27年度決算では過去最高の10億円を超える結果となり、今回の算出に当たりまして過去の医療費データをもとに算出をしてございます。最近の医療費の支出状況を説明させていただきますと、一般の療養給付費ですが、

28年度の最高額が11月支払いの8,200万円ということになってございますけれども、その後12月が6,700万、1月が6,600万で、大分落ちつきつつあります。一月で1,000万円とか1,500万円の増減がしてございますので、毎月の支払いについて担当者と一喜一憂しているところでございます。

次のページ、234ページをお開き願いたいと思います。目の5、審査支払手数料につきましては、療養給付費やレセプト電算処理に係る手数料で、国保連合会に支払うものです。

次に項の2、高額療養費については、平成27年度決算に基づき算出してございます。

下段の出産育児諸費、出産育児一時金252万2,000円については6件分を計上してございます。

次のページの236ページをお開き願いたいと思います。項の5、葬祭諸費、目の1、葬祭費125万円。前年度と同額で25件分を計上してございます。国保加入者で亡くなられた方に5万円の葬祭費を交付してございます。

款の3、後期高齢者支援金等1億6,008万4,000円。後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度の保険給付費に充てるため、各保険者が加入数に応じて後期高齢者支援金や事務費拠出金を社会保険診療報酬支払基金に納付しているものでございます。

款の4、前期高齢者納付金等61万5,000円。65歳から74歳までの前期高齢者が国民健康保険に多く加入していることによる保険者間の負担の不均衡を調整する仕組みとして、前期高齢者の給付金等を各医療保険者が加入者数によって負担しているものでございます。

次に238ページをおめくりください。款の6、介護納付金7,000万円。国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収した介護納付金分を社会保険報酬支払基金に納付しているものでございます。

款の7、共同事業拠出金3億3,277万円。全ての医療費を県単位で調整し、国保財政に与える影響を緩和するための財政の安定化を図るための共同事業で、拠出金につきましては過去に発生した高額医療費の実績、被保険者数に応じて拠出することになってございます。歳入の共同事業交付金と同額を計上してございま

す。

次に款の8、保健事業費697万4,000円。項の1、目の1、特定健康診査等事業費は、特定健康診査、特定保健指導、医療費の通知等、保険事業に係る経費を計上してございます。項の2の保健事業費、目の1の保健普及費ですが、人間ドック受診者に対する補助でございまして、1人2万円で65件分を計上してございます。

次に款の11、諸支出金115万3,000円。過年度の保険税の過誤納還付金や指定公費負担金立替金などでございます。

次の242ページ、最後になりますけれども予備費になります。歳入歳出の差額分500万円を計上してございます。

次のページの国保会計の職員の給与費明細と、その次の246ページにつきましては、県貸付金に係る償還の調書となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 2 番 大 館 1点だけお伺いします。234、5の一番最後の段で出産育児一時金のことですけれども、前年度対比ゼロということで、少子化対策としてですね、一番インパクトがあるのは、ここをふやすこともすごく効果があらわれるのかなと考えていますけれども、全く相変わらずずっと変わっていないわけですね。1人50万かな。たしか。40万か。やっぱり状況が少子化というのがどんどん進んでいる中でね、こういうことにも手厚くきちっと手当てしていくのも1つの少子化対策になるのかなと考えますけれども、どうでしょうか。

参事兼町民課長 毎年これについては同じような額を計上させていただいておりますけれども、国保の加入者自体が高齢者がほとんど60%以上で、この育児というか出産する年代の方の加入者がほとんどいない状況です。42万円というのはもう既に国のほうで決められた額で、国保以外の一般の健康保険でも全てほとんど42万円という額になっております。対象者が多いときで5年前に17件という件数がございました。最近ですと4件、5件というような状況ですけれども、対象者というかその出産する方の年齢自体が加入者としてほとんどいっしょらないという状況ですので、そこら辺を御理解いただければと思います。

12番 大 館 現況についてはわかりましたけどね、じゃそれをいかに打開するかということも必要なわけですよ。ですから、今、対象者がいませんから。確かにそうかもしれないけれども、何かきっかけづくりになればね、これがそれらを含めて世の中を変えていくことも必要だと思う。対象者がいないからそれでずっといいんだということではなくて、それを打開するための手立てというのが必要、これだけじゃなくてね、全てこれだけやればいいという問題じゃないですけど、本当に国を挙げて少子化については取り組んでいるわけですけども、なかなか打開できないということはどっかに原因があるんですよ。だから松田町がもしかしたら発信地になってですね、1人100万円とかという話になれば、状況がもしかすると変わるかもしれません。でも、そういうこともする必要あるんじゃないですか。いつまでもずっとこのままで行くことはですね、やっぱり問題解決にはつながらないと思いますので、ここで急にふやせという話ではありませんけど、考え方としてそういうことも1つの起爆剤になればいいのかなと考えていますので、来年度以降の予算組みについてはそれらも念頭に置いて反映してもらえればありがたいかなと思います。

議 長 要望でよろしいですか。

12番 大 館 はい。

議 長 ほかにございますか。

4番 南 雲 今のことに関連してですけど、今、お1人御出産するのに50万ちょっとかかるそうなんですね。私もちょっと何とかならないかということのを伺いましたので、ぜひその辺はちょっと御検討いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。要望です。

議 長 ほかにございますか。それでは、ここで質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第12号平成29年度松田町国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。